

大会実行委員会規程

(名称)

第1条 本会は、大会実行委員会（以下、「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本ろう者水泳選手権大会（以下、「大会」という）の実施に関し、必要な準備および企画運営に関する業務にあたることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に挙げる業務を行う。

- (1) 大会の企画、運営に関すること。
- (2) 大会実施要項の作成に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (4) 大会予算および決算に関すること。
- (5) その他、大会運営に関する必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 本会は、主催・共催および関係団体で組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の委嘱)

第6条 会長は、一般社団法人日本ろう者水泳協会の理事長をもって充てる。また、副会長は、開催地の知事・市長・教育委員会教育長・水泳連盟（協会）会長をもって充てる。

2 委員および監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問および参与)

第8条 本会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、重要な会務に参加する。

(任期)

第9条 役員の任期は、本会の目的の達成する日までとする。ただし会長が特別な事由があると認めたときはこの限りではない。

2 前項の規定は、顧問および参与に準用する。

(総会)

第10条 本会の会議は、総会とする。

2 総会は、会長が招集し、議長は会長または会長の指名する者があたる。

3 総会は、次の各号にかかげる事項について審議決定する。

(1) 大会開催および運営の基本方針に関すること。

(2) 事業計画、予算および決算に関すること。

(3) 規定の制定および改廃に関すること。

(4) その他、本会の目的達成に必要な事項。

4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局は、一般社団法人日本ろう者水泳協会の事務所におく。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

第12条 本会の経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第35条 本会は、目的を達成した後、総会の議決をもって解散する。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則 1 本規程は、平成29年1月20日から実施施行する。